

令和7年度（2025年度）熊本県障害者差別・虐待防止連絡会議
（後日回答分）

質 疑

《議事録13ページ》

素朴な疑問です。4ページ、県内の障害者虐待の状況というふうに一覧出しておりますけれども、※印で、使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため掲載していません、とありますが、これは何か理由があるのかなあ、というところの素朴な質問と、8ページに、福祉施設従事者等による虐待の概要のところ、就労支援継続A型がここに入ってきてますが、A型の取り扱いって、使用者になるのだろうか、社会福祉従事者等になるのだろうかというところの、併せての質問になります。

（熊本県知的障がい者施設協会より）

回 答

（労働局より回答）

使用者による障害者虐待件数は、都道府県単位では件数が少ない自治体があり、公表した場合、事業場が特定されるおそれがあるため、令和3年度以降は公表を控えています。

（熊本県より回答）

就労継続支援A型での虐待については、被虐待者と雇用関係がある場合は、「障害者福祉施設従事者等による虐待」及び「使用者による虐待」のどちらにも該当します。雇用関係がない場合は、「障害者福祉施設従事者等による虐待」のみに該当し、「使用者による虐待」には該当しません。